

国有林史料の調査と近世・近代史研究への展望

加藤 衛 拡
太田 尚 宏

一 国有林史料の所在と地域史研究

二 領主林・国有林史研究の意義と限界

三 東北地方国有林の管理・経営主体と所蔵史料

(一) 秋田営林局史料の内容

(二) 青森営林局史料の内容

四 中部地方国有林の管理・経営主体と所蔵史料

(一) 長野営林局史料の内容

(二) 名古屋営林局史料の内容

五 その他の地方の営林局・営林署史料の調査と現状

六 研究の展望

(一) 北東北地方における地域史研究

① 米代川流域の総合的研究

② 南部畑作農村の総合的研究

③ 津軽・下北地域の森林史研究

(二) 中部山岳地域における地域史・林政史研究

国有林史料の調査と近世・近代史研究への展望

① 御料林地域の歴史に関する総合的研究

② 飛驒地域における林政・林業の総合的研究

一 国有林史料の所在と地域史研究

わが国の国土面積三八〇〇万ヘクタールのうち、三分の二にあたる二五〇〇万ヘクタールが林野であり、林野のうち三〇％にあたる七六〇万ヘクタールが農林水産省林野庁が所管する国有林である。歴史的に成立要因を異にする北海道三〇七万ヘクタールと沖縄県四万ヘクタールを除くと、都府県には四四八万ヘクタールが存在する。表に見るように、その内国有林面積の上位一五県は東北六県(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)、北関東二県(群馬・栃木)、中部四県(新潟・富山・長野・岐阜)、南四国一県(高知)、南九州二県(宮崎・鹿児島)であり、一五県の合計は三七六万ヘクタール、都府県国有林の八四％を占める。国有林野率を指標としても、上位一五県は東北六県、北関東三県(群馬・栃木、茨城)、中部三県(新潟・富山・

長野)、南四国(高知)、南九州(宮崎・鹿児島)となり、岐阜と茨城とが入れ替わるだけである。いずれの指標をもってしても東北、北関東、中部山岳地帯、南四国、南九州への国有林の偏在は明らかである。したがって、こうした国有林卓越地帯(以下、国有林地帯)の地域史研究においては、国有林史料の調査・分析は必要不可欠であろう。しかし、従来の研究において国有林の史料はほとんど利用されてこなかった。

国有林地帯では、近世には幕藩有林が広範に存在し、それらは廃藩置県と共に官林に編入された。また地租改正に伴う林野の官民有区分により、多くの入会林野が官有林野とされた。こうして形成された広大な官林・官

表 国有林面積上位15県

順位	県名	林野面積 千ha	国有林面積 千ha	国有林野率		管轄森林 管理局
				割合 %	順位	
1	福島	972	405	41.7	5	関東
2	青森	636	395	62.1	1	東北
3	岩手	1,175	389	33.1	10	東北
4	秋田	840	387	46.1	3	東北
5	長野	1,061	367	34.6	8	中部
6	山形	670	354	52.8	2	東北
7	新潟	865	287	33.2	9	関東
8	群馬	423	195	46.1	4	関東
9	宮崎	589	178	30.2	11	九州
10	岐阜	866	173	20.0	16	中部
11	鹿児島	590	152	25.8	13	九州
12	宮城	418	126	30.1	12	東北
13	栃木	354	126	35.6	7	関東
14	高知	595	121	20.3	15	四国
15	富山	285	104	36.5	6	中部
上位15県合計		10,339	3,759	36.5		
都府県計		19,469	4,483	23.0		

- 註) 1. 林野庁編『森林・林業統計要覧2005年版』林野弘済会、2005年、「7 森林面積、蓄積」、「9 国有林の面積、材積、成長量」より作成。
2. 国有林の成立過程が異なる北海道・沖縄県を除く。

有林野は、明治中期からの境界調査を経て国有林野として独自の経営事業を開始する。以後近世以来の入会利用が制限されるようになり、農業を中心におきつつも林野利用を必要としてきた地元農民の生産・生活は大きな影響を受けることとなった。その一方で国有林は、地元農民を様々な形態で雇用し、また一定の制限の下で林野の一部を地元利用に供していった。明治中期には皇室財産確立のため、中部地方を中心に優良な官林・官有林野が御料林に編入された。そうした広い国有林・御料林の存在とその管理・経営の展開が、国有林地帯の社会経済に与えた影響ははかり知れない。しかし、国有林・御料林との関係を解明する地域史・農村史研究はこれまでほとんど見られなかった。その理由は、国有林・御料林そのものの史的研究が皆無と置いてよい状況に置かれていたからである。これは、営林局(森林管理局)や営林署(森林管理署など)の国有林を地域単位で管轄する機関の総合的な史料調査が実施されてこなかったことに起因する。

こうした状況を打開するため、二〇〇一年度より筑波大学と徳川林政史研究所が中心となって農林業史や日本史研究者による共同研究チームを結成し、科学研究費の補助を受けて、営林局・営林署史料の所在確認とその史料目録作成を第一の目的とする研究を進めてきた。調査の対象としたのがまず営林局史料であった。現在国有林を地域単位で管轄しているのは森林管理局とその下の森林管理署である。これは一九九九年までは営林局・営林署と呼ばれた。

現国有林の管理は戦前には三つの省・局に分掌されていた。一つが農林省山林局管轄の国有林であった。地方管理組織は、明治・大正期の大林区署の統廃合を経て、大正一三年(一九二四)に青森・秋田・東京・大阪・高知・熊本の本六営林局体制が確立した。北海道国有林は内務省の管轄であっ

た。また北海道と中部地方の優良林は帝室林野局管轄の御料林となっており、その地方管理組織として大正三年（一九一四）には札幌（昭和一二年に旭川を分局）・東京・名古屋・木曾の四支局体制が確立した。戦後の昭和二二年（一九四七）、農林省の元に林野局（後に林野庁）が設置され、それまで三つの省・局に分掌されていた国有林・御料林は一元的に管轄されることになった。「林政統一」と呼ばれる。その際地方機関は、青森・秋田・大阪・高知・熊本の各営林局はそのまま存続し、前橋に疎開していた東京営林局は前橋営林局と改称され、旭川・札幌・東京・名古屋の地方帝室林野局はそれぞれの地域名称を残して営林局に、木曾地方帝室林野局は長野営林局となった。北海道には北見・帯広・函館の三営林局が新たに設置された。

われわれはまず営林局の史料を確認するため、北から札幌（現北海道森林管理局）、青森・秋田（現東北森林管理局）、前橋・東京（現関東森林管理局）、長野・名古屋（現中部森林管理局）、大阪（現近畿中国森林管理局）、高知（現四国森林管理局）・熊本（現九州森林管理局）の各局を訪ね、史料の所在調査に着手した。その結果、青森・秋田・長野・熊本に大量の史料が保管されており、前橋・名古屋・大阪にもある程度の存在を確認できた。

東京営林局には戦前の史料は所蔵されていなかった。これは東京営林局の特殊な存在に起因している。大正一二年の関東大震災における焼失、昭和一五年（一九四〇）の落雷による類焼、昭和一八年の前橋への疎開をへて、戦後の林政統一の際、東京地方帝室林野局が東京営林局と改められた。⁽²⁾ その結果、東京では戦前の史料を引き継いでいないのであろう。長野・名古屋営林局についても同様の経緯があったが、帝室林野局からの史料の引き継ぎがある程度なされたものと思われ、長野には御料林時代の史料が保存されている。高知営林局では情報公開法の施行に伴い史料は全て廃棄され

てしまっていた。北海道の史料は支局（旭川・北見・帯広・函館）も含めて東京大学富良野演習林に移され、保管されている。

われわれはまず分担を図り、筑波大学を中心としたグループは青森・秋田の、徳川林政史研究所は長野・名古屋・熊本の各局の史料調査に着手し、史料目録を作成していった。ここで目録作りから出発しなければならぬのは、これらの営林局の所蔵史料が膨大なためである。調査開始の二〇〇二年度に目録を作成し始め、これまでに青森・名古屋の目録が完成、秋田・長野は二〇〇六年中には完成する見込みである。また熊本は二〇〇五年度に着手し、現在作業を続けている。

目録採録の期間は、近世から昭和二三年（一九四七）の林政統一までを一応の目安とした。なお営林局史料の整理が手一杯で、営林署史料の確認作業には着手できていない。その間にも営林署の統廃合が進み、相当量の貴重な歴史的資料が廃棄された可能性が高い。

二 領主林・国有林史研究の意義と限界

国有林史料についての体系的な調査が実施されてこなかったと前述したが、国有林史に関連して次のような研究を見ることができよう。

第一に、国有林の成立以前にあたる近世における幕藩有林（以下、御林）⁽³⁾ 研究である。戦後にはいち早く林野解放問題との関係でその研究が緒に附いた。それらには御林の内実を解明するもの、⁽⁴⁾ 御林における林業発展を論じるもの、⁽⁵⁾ 林野制度の包括的な紹介がある。⁽⁶⁾ 一九六〇年代後半には、国有林と地元との関係が問題となり、林野制度や御林に関する論文がまとまってきた。⁽⁷⁾ 一九七〇年代以降、地方史研究の興隆とともに御林を中心とした

林野制度論が展開する。⁽⁸⁾ 産業史研究としては、所三男による尾張藩を中心とした研究がある。⁽⁹⁾ 幕藩政史研究と関連して御林政策に言及した論考も登場した。⁽¹⁰⁾ こうした研究は、近世史研究としては大きな成果を得てきたが、近代への連続性や近代との関係性についての追究は希薄である。

第二に、国有林成立史がある。地租改正時の官民有区分と官林の創出についての研究である。地租改正研究の中でも取り上げられているが、官民有区分や官林創設を対象とした研究も蓄積された。東北地方と中部地方、なかでも岐阜県と長野県に関するものが進展した。この研究では『明治初年地租改正基礎資料』⁽¹¹⁾などの刊行史料はもとより、政府公文書、府県文書、町村役場文書、営林局・営林署文書などが調査・利用され、大きな成果を得てきた。特に北條浩はこの問題に関して、膨大な史料調査に基づき複数の著書を記してきた。しかし、利用される史料の出所が明示されておらず、後継の研究を進める者にとって対応が難しい。

第三に、国有林総体の管理・経営史については『日本林業発達史上』⁽¹²⁾、『日本林業発達史』⁽¹⁵⁾、萩野敏雄の一連の著作があげられる。『発達史』の二書はわが国の林政史研究の深化を集約した著作である。萩野のものは政府公文書を駆使した労作であり、近現代史研究としても大きな意味を持つ。また国有林に限ってみれば秋山智英『国有林経営史論』⁽¹⁷⁾があるが、刊行史料を中心とした概説的な内容である。

第四に、明治後期以後の施業史についての研究がある。⁽¹⁸⁾ 国有林や御料林の事業区ごとの経営計画書にあたる「施業案説明書」を利用してしている研究であるが、対象とする事業区の位置づけが明確でない場合が多く、内容も施業そのものが問題とされ、地域史との関係は希薄である。

第五に、各営林局が六五年、八〇年、一〇〇年という節目の年に編纂し

てきた営林局史⁽¹⁹⁾があげられる。それぞれの局ごとの管理・経営史については局の内部に編集委員会を設置し、職員が部課を単位に歴史の変遷の概論を著述する内容となっている。

以上のように、各地の国有林経営の展開やそれと地域との関係を歴史的に考察する研究は、第二の国有林成立史を除くと見られなかった。この究明がわれわれの最大の課題となろう。

三 東北地方国有林の管理・経営主体と所蔵史料

現在福島県をのぞく東北五県の国有林を管理・経営している主体は東北森林管理局(秋田市)である。その管轄面積は一六五万ヘクタールにおよぶ。この管轄主体は以下の変遷を遂げてきた。明治初期は府県であったが順次国の直轄に移り、明治十九年(一八八六)からは青森・岩手・宮城・秋田大林区署、それらの明治末期―大正初期における秋田・青森大林区署への統合、大正一三年(一九二四)における大林区署の営林局への名称変更を経て、一九九八年度までは秋田営林局(秋田・山形県)と青森営林局(青森・岩手・宮城県)の二局と、その下部組織である営林署であった。一九九九年三月からの国有林の組織再編により、二〇〇四年度には完全に青森営林局は廃止されて青森事務所となり、東北森林管理局(秋田)一局に統合された。以下では混乱を避けるため、それぞれについて最も長期間使われた名称である「秋田営林局」・「青森営林局」を使用することとする。

東北地方の二局の史料には、近世中期以降の藩有林を中心とした藩政史料も含まれている。それぞれの営林局に史料が残された事情は異なるが、近代に成立した国有林が藩有林の管理・経営を引き継いでいるからにはか

ならない。もちろん中心となるのは近代以降の台帳類、国有林野制度や管理機構の確立、経営の展開、地元施設と呼ばれる国有林の地元利用などに関する史料群である。

(一) 秋田営林局史料の内容

秋田営林局の歴史的資料は庁舎一階の書庫二つに保管されていた。ある程度分類されて所蔵されていたため、この分類を重視して整理していった。現在調査を続行中のため正確には不明であるが、大正期までで約四〇〇〇点を数えることができる。

この書庫では大きな発見があった。それは『日本林制史資料』⁽²⁰⁾やそのものとなった『日本林制史調査資料』⁽²¹⁾において、秋田藩に關係する史料の中心をなす賀藤家文書がそのまま保管されていたことである。「木山方以来覚」をはじめとする秋田藩木山方に關係する史料が充実している。これを含む近世史料は約四〇〇点になる。近代史料とともに秋田営林局の史料は以下の通りである。

① 近世史料 賀藤家文書、その他。

② 既整理歴史的文書 明治六年(一八七三)から大正一二年(一九二二)の史料で、年代順に仮整理してある。例規、植伐、林野処分・貸付等に關する書類が多い。営林局へ転換する際に整理した大林区署文書と推定される。

③ 歴史的現用文書 明治一四年(一八八一)から大正期までの史料で、情報公開用の番号が付された史料。地籍・人事に關する書類が多い。

④ 台帳類 官林・国有林台帳、部分木台帳など。

国有林史料の調査と近世・近代史研究への展望

⑤ 下戻申請書

⑥ 林野処分關係書類

⑦ 明治初期の官林絵図

⑧ 別置文書 未整理であったため、仮保存していた箱ごとに整理した。

多様な内容の史料が含まれる。

⑨ 計画關係書類 施業案説明書等。

近代文書のうち②は、営林局として史的価値を認め年代順に整理し保存してきたもので、とりわけ重要な文書群である。

(二) 青森営林局史料の内容

既に予定した史料目録の作成を終えた。青森営林局では庁舎二階書庫に全ての部・課の資料がまとめて保管されていた。そのうち歴史的資料は二つの大きな史料群からなり、採録点数は四四〇点にのぼる。これも大部分は整理され番号を付してあったが、目録は現存しない。なお、この庁舎は今年度中に取り壊される。現用資料は全て秋田の本局に送られたが、歴史的資料の大部分は青森に保管されている。今後のよりよい保存方法の検討が望まれる。

さて、第一の史料群はわれわれが目録化したもので、三三三五点あった。その分類と内容は以下の通りである。

① 青森大林区署文書 大正二年までの青森・岩手県地域を所管した青森大林区署の史料。弘前・盛岡藩を中心に藩有林関連史料も多い。

② 宮城大林区署文書 大正二年に青森大林区署に統合されるまでの史料。農林省山林局からの通達類が充実している。

③台帳類 官林時代から戦後に至る二〇種類の台帳。

④御料林文書 帝室林野局所管林野の境界など土地に関する史料。

⑤計画関係書類 国有林の経営計画に関わる史料で、施業案説明書など。

⑥例規類 山林局・林野庁からの通達、営林局内部の規程類。

第二の史料群は、われわれが最初に調査に訪れた際、廃棄を予定されていた史料で、緊急に青森県史編さんグループに借用・整理して頂いた。六〇五点にのぼる。第一の史料群を補充するもので、その内容は、①施業案・経営案、②部分林、③委託林・保管林、④地域施業計画、⑤その他からなる。鉱山の煙害や三県内の観光地、関係する村々の調査報告書など興味深い史料が多く、その一部は『青森県史資料編近現代4』(二〇〇五年)に採録された。

四 中部地方国有林の管理・経営主体と所蔵史料

中部地方の長野県・岐阜県・愛知県および富山県の国有林を管理・経営しているのは、中部森林管理局(長野市)である。管轄面積は約六五万六〇〇〇ヘクタールで、全国の国有林面積の約一割を占める。

明治以降における当該地域の国有林(官林・官有林野、以下官林と略記)は、当初の府県管理ののち、明治十一年(一八七八)七月に長野・岐阜両県の官林が国の直轄となったのを手始めに、順次直轄化が進んだ。明治十九年(一八八六)に大小林区署制が敷かれた際には、その翌年に直轄化される愛知県を除き、長野・岐阜・石川の官林は、それぞれ木曾・岐阜・石川の各大林区署の管轄下に入っている。

しかし、明治三十二年(一八八九)、宮内省が御料局木曾支庁および静岡支

庁を開設し、長野県西筑摩郡・岐阜県恵那郡の官林を木曾支庁(岐阜に所在)管轄、長野県上伊那郡・下伊那郡・諏訪郡の官林を静岡支庁管轄の御料林とした結果、右の御料局所管の御料林と、農商務省管轄の国有林(北信・飛騨など)が併存する形となり、これが昭和二十二年(一九四七)の林政統一まで続くことになった。

当該地域の御料林の管理・経営は、明治二十五年(一八九二)の木曾支庁の名古屋移転と名古屋支庁への改称、同三十六年(一九〇三)の木曾支庁の再設(長野県西筑摩郡福島町)、大正三年(一九一四)の静岡支庁の廃止などを経て、帝室林野管理局(大正三年に御料局から改称木曾支局・名古屋支局がその任を担うことになる。なお、帝室林野管理局は、大正十三年(一九二四)に帝室林野局、昭和十八年(一九四三)には地方帝室林野局へと改称し、またこの間にも若干の管轄区域の変動はみられるが、名古屋・木曾の両支局による管理・経営形態にはそれほど大きな変化はなかった。そして、昭和二十二年(一九四七)の林政統一により御料林が農林省所管の国有林へと移った際の組織改編で、名古屋地方帝室林野局は名古屋営林局となり、木曾地方帝室林野局は長野営林局として再出発することになった。

一方、農商務省管轄の国有林は、北信地方の場合、明治二十一年(一八八八)の松本大林区署管内への編入、翌二十二年の長野大林区署新設による所管替えなどを経たのち、大正二年(一九一三)には東京大林区署の管轄に移った。そして林政統一により長野営林局が設置されたのに伴い、同営林局による管理・経営へと移り変わった。また、飛騨地方の国有林は、明治二十二年(一八八九)に小坂・付知小林区署管内の官林が御料林へ編入されて岐阜大林区署が廃止となったため、残る高山・船津・荘川の三つの小林区署は、石川大林区署の管轄下に入った。その後、この地域の国有林の所轄は、

長野大林区署(明治二六年)↓石川大林区署(明治三〇年)↓大阪大林区署(明治三六年)というようにめまぐるしく変わり、昭和二二年(一九四七)の林政統一によって名古屋営林局が設置されたのに伴い、その管轄下に入ることとなった。

その後、名古屋営林局・長野営林局は、中部地方の国有林管理・経営の中心となって機能していたが、東北の二局と同様に、一九九九年三月からの国有林の組織再編によって整理統合されることになった。名古屋営林局が二〇〇四年度に廃止されて名古屋事務所となり、中部森林管理局(長野)一局へと統合されたのである(なお、東北の場合と同様、以下の記述では混乱を避けるため、「長野営林局」「名古屋営林局」の名称を用いることにする)。

以上に見たような複雑な管理・経営母体の変遷は、長野営林局・名古屋営林局における所蔵史料の保存状況にも大きな影響を与えている。そこで以下、各営林局に所蔵されていた史料の概要について、文書の作成主体ごとに述べてみたい。

(一) 長野営林局史料の内容

長野営林局の歴史的資料については、整理をすべて終えていないため正確なところは不明であるが、現在、目録データ採録が済んだものは約二五〇〇点ほどである。保管場所は、庁舎脇に別棟になっている二層の文書庫で、今回の調査対象とした、営林局により「古文書」として分類された文書類および計画課が管理している文書類は、二層部分の書架五面分に相当する。調査は二〇〇三年二月より開始し、現在も継続中である。

長野営林局の史料には、過去に整理された痕跡があり、「整」「別」と

記されたピンク色のラベルが貼付されたものが約七〇〇点存在するが、これらについての目録などは引き継がれていないとのことで、これらの史料を含め、改めて整理・目録データ採録を実施した(この調査の具体的な内容については、本号収録の別稿「中部森林管理局所蔵史料調査の記録」を参照していただきたい)。

長野営林局の史料を管理・経営主体の観点から区分すると、おおむね次のような種類に大別できる。

①府県管理時代の文書 これらは、明治十一年(一八七八)に官林が内務省の直轄になる以前の時期に長野県によって作成され、その後内務省木曾出張所・飯田出張所などに引き継がれたと考えられるもの約三〇点で、「官林議定留」「官林往復留」「民願書類」などが残されている。これらの中には、先例として江戸時代の史料の写しが収録されているものもある。

②大林区署制成立以前の文書 内務省山林局管轄時代の木曾出張所・飯田出張所、農商務省所管時代の木曾山林事務所が作成した文書類で、四〇〇点余が残されている。個別案件ごとに簿冊化されており、内容は多岐にわたる。

③大林区署時代の文書 明治十九年(一八八六)の大小林区署制成立から同二二年(一八八九)の御料林への編入に至る時期のもので、木曾大林区署・松本大林区署作成の簿冊が六〇点程度残されている。「西筑摩郡書類」「諏訪郡書類」「上伊那郡書類」「下伊那郡書類」などと、郡別に簿冊が編綴されている点が大きな特徴である。

④御料林編入期の文書 明治二二年(一八八九)の長野県西筑摩郡・諏訪郡・上伊那郡・下伊那郡の官林の御料林編入以降に御料局(のちに帝

室林野管理局↓帝室林野局↓地方帝室林野局と改称)の支庁(のち支局と改称)において作成された文書約一五〇〇点で、本史料群の中核を占める。残されているのは、明治二十九年(一八九六年)以降の名古屋支庁・静岡支庁作成の文書ならびに明治三十六年(一九〇三年)に設置された木曾支庁作成の文書である。また、明治三十五年(一九〇二年)に名古屋支庁神宮御造営材伐木事業所で作られた伐木・運材に関わる袖夫・雇夫などの「勤休簿」が大量に残されている。なお、大正二年(一九一三年)に御料局の「公文書類整理及保管手続」が定められたことに伴い、同年以降に編綴された木曾支庁の文書は、「事業録」「会計録」「例規録」「秘書録」「庶務録」などの分類にしたがって編綴される形式に改められ、昭和二十二年(一九四七年)の林政統一まで、この形式が継続されている。

現在、整理・目録データ採録を完了したが、主として総務課所管の「古文書」と分類された部分であるため、全体として施業案や境界関係の文書類の内容把握が不十分であるが、これらについては今後の調査によって明らかにしていきたい。

(二) 名古屋営林局史料の内容

名古屋営林局の歴史的資料は、庁舎内の図書室および計画課所管の文書庫に保存されていた。また、計画第二課にも若干の史料が残されていたことが後日判明し、追加整理を行った。残存している史料の点数は、約六〇〇点余である。なお、図書室内には、過去に営林局内で企画された林政史編さん事業に関わる筆写史料の稿本約一四〇〇点が残されており、これらに

ついても「林政史」という分類項目で整理・目録データ採録を実施した。名古屋営林局の史料は、前述した国有林の管理・経営母体の違いによって大きく二つに分けられる。

① 国有林管理・経営に関する文書 明治二十二年(一八八九)に岐阜県内の小坂・付知小林区署管内の官林が御料林となり、残る高山・船津・莊川の三つの小林区署管内はそのまま官林(国有林)として残された。この三つの小林区署の国有林がさまざまな大林区署に所属替えになったことは前記したとおりであるが、林政統一の時点で大阪営林局管下の営林署となっていた高山・船津・莊川の三か所に関する文書類は、名古屋地方帝室林野局から引き継がれた名古屋営林局へと移管された。これらの中には、飛騨国北部地域に関する弘化元年(一八四四)の「御林山内箇所附帳」をはじめ、明治初年の筑摩県高山出張所管轄時ににおける「官林反別木数取調下帳」、内務省山林局時代の「飛騨国村組名簿」など、貴重なものが少なくない。また、石川大林区署が明治三十四年(一九〇二年)に作成した「官有地台帳」や、明治末から大正期にかけての大阪大林区署作成の当該地域に関わる施業案など、幾多の管轄役所の変遷を遂げた痕跡をうかがわせる史料も残されている。

② 御料林管理・経営に関する文書 明治二十二年(一八八九)の御料林編入により、長野・岐阜・愛知三県の御料林は御料局木曾支庁の所管するところとなった。その後、前述したように、御料局では支庁の統合再編が繰り返されるが、名古屋営林局史料の残り方を考える上でとりわけ重要なのは、明治三十六年(一九〇三年)の木曾支庁の再設置である。それ以前に置かれていた木曾支庁は、明治二十五年(一八九二年)に名古屋へ移転し、名古屋支庁と改称していた。この時点での名古屋支庁の管轄

区域は長野・岐阜・愛知の三県であったが、同三六年の木曾支庁の再置によって長野県内の御料林に関する管轄が木曾支庁へと移った。長野営林局における御料林関係史料は、明治三六年までは名古屋支庁作成の文書が含まれているが、それ以降は木曾支庁(のち支局)に関するものに限定されている。一方、名古屋営林局に残されていた御料林関係史料は、ほとんどが明治三六年以降のものであった。つまり、御料局名古屋支庁の文書類は、木曾支庁再置以前のもものは木曾支庁へ移管されてのちに長野営林局に保存されることになり、再置以後のものは名古屋支庁と木曾支庁でそれぞれ作成・保存されたものと考えられる。また、大正三年(一九一四)の帝室林野管理局の官制改定に伴う静岡支庁の廃止により、名古屋支局では静岡県の一部を管轄区域に組み込んだ結果、浜松・掛川などの出張所に関する文書も残されることとなった。名古屋営林局に所蔵されていた御料林関係史料の主な内容は、御料地調査や要存置・不要存置調査関係文書、神宮備林関係文書、施業案などである。

これらの名古屋営林局の史料は、二〇〇四年度末に中部森林管理局に移管され、現在では長野営林局史料とともに同管理局の別棟文書庫に保管されている。

五 その他の地方の営林局・営林署史料の調査と現状

熊本営林局(現九州森林管理局)については、二〇〇五年度から徳川林政史研究所を中心に調査をスタートした。所在調査の結果、庁舎四階・五階の国有林管理課および計画課所管の文書庫を中心に、多数の調査対象史料

が発見され、また、棟続きの倉庫には、明治初期に作成されたと思われる簿冊類が、荒縄に縛られたままの状態で天井高くまで積み上げられていた。現在までの調査で五階文書庫の約六割程度の目録データ採録を終えたが、この時点でのデータ数は約二二〇〇件となっており、全体量を推定すると一万点程度にまで達する可能性が高い。このように多くの史料が残されている背景には、熊本営林局が、明治二二年(一八八九)の熊本大林区署成立以来、いくたびかの統合再編を経ながらも、常に九州地域の国有林管理・経営の中心的位置を担ってきたことによる。

現在までの調査で判明している限りではあるが、熊本営林局史料の中には、山帳などを中心とした七〇点余の近世史料が残されており、また明治以降では、官林帳・存置官林箇所取調帳などをはじめとして、例規類、森林原野買上・交換関係、林野台帳関係、官有財産関係の文書類などが保存されている。

なお今後、量的には少ないが、前橋営林局(現在は東京と統合して関東森林管理局)と大阪営林局(現近畿中国森林管理局)を調査する予定である。また、いくつかの営林署(現森林管理署など)からも史料の所蔵情報が寄せられており、今後の対応を検討している。なお前述したように、北海道の営林支局の史料は、東京大学北海道演習林(富良野市)に集められている。

六 研究の展望

(一) 北東北地方における地域史研究

従来知られていなかった国有林野の管理・経営史料の存在が解明されて

きたことにより、国有林地帯の地域史研究は新たな展開が可能となりつつある。まず北東北については、その特徴的地域を取り上げ、営林局史料とともに藩政史料・自治体史料・諸家文書を活用して、近世・近代を通じた地域資源に関する政策と利用の展開について解明しようと考えている。さらに環境史的視角からも地域環境の保全・修復過程を具体的に解明したい。もちろん森林資源の計画的利用については中心的課題となろう。国有林経営と地域との歴史的関係が解明できれば、現在危機的に瀕している国有林経営について、地域との関係を重視した新たな国有林のあり方が見いだせるであろうし、北東北の立体的な地域像が描き出せるものと思われる。北東北研究に関係の深い研究者や大学院生に呼びかけ、この基礎的研究をベースとして、内実のある共同研究に発展させていきたい。

具体的には北東北地方において国有林と関係の深い①米代川流域・②南部畑作農村の二地域を取り上げ総合研究を実施するとともに、個別研究として③津軽・下北地域の森林史を取り上げ、藩有林・国有林と地域社会の問題を解明しようと考えている。

① 米代川流域の総合的研究

米代川の中流域は秋田杉の中心的な産地である。秋田杉は近世には秋田藩の、近代以降は秋田営林局の重要な財源として計画的な資源管理と利用がなされてきた⁽²²⁾。またこの秋田杉の産地の上流域には鉱山が集中し、近世にはじまり、近代には鹿角郡の尾去沢・小坂をはじめとする鉱業が興隆した⁽²³⁾。しかし、森林と鉱山とは精錬に関わる燃料や坑木供給において密接な関係があるにもかかわらず、これを意識的に追究した研究は見られない。また、近代には煙害が重大な環境破壊をもたらしたため、森林を中心とし

た環境修復が展開した。これについても研究を見ることはできない。

こうした林産物・鉱産物は米代川を利用して河口の能代に移送され、北前船で西国に運ばれた。林産物・鉱産物と舟運・海運との関係も解明されていない。さらに、米代川流域の農業、特に近代以降展開する養蚕・畜産についても、林業・鉱業などの地域産業とともに解明しなければならぬが、こうした視点からの研究を見ることはできない。

戦後わが国農村社会学において、福武直の示した東北日本型・西南日本型の地域類型は大きな影響力を持った⁽²⁴⁾。その東北日本型・同族構造のムラとして取り上げられたのが米代川流域の北秋田郡合川町(現北秋田市)であった。米代川流域は、前述したように多様な地域産業構造に特徴がある。

したがって農民には多様な就業形態が想定されるが、この解明はなされていない。同族構造も農業を中心に考察する研究はあるが、多様な就業構造を基礎に再考することが必要であろう。

こうした視点から、藩有林・国有林の管理・経営を明らかにしつつ、それを組み込んだ地域の社会経済構造を近世・近代を通じて解明していきたい。

② 南部畑作農村の総合的研究

盛岡藩(南部藩)は岩手県から青森県東部を藩領域としており、その歴史的・文化的独自性は現在にまで引き継がれている。岩手県は北上川を境に東の北上山地、西の奥羽山地が大きな面積を占めている。中山間地域が多く、畑作農業と製炭業に主要な生業を見出してきた⁽²⁵⁾。東北本線の開通とともに、畑作農業は多様な展開を示した。麦類・雑穀を中心としたものから、果樹・野菜・工芸作物・畜産・養蚕と多角化し、明治末期・大正期には全

府県で一位の製炭量を誇る木炭王国にもなった。こうした畑作農村に国有林の果たした役割は大きいはずであるが、そうした分析はない。

その中であって、既に古典となった研究であるが中村吉治編著『村落構造の史的分析―岩手県煙山村』⁽²⁶⁾は注目される。一つの明治の村を取り上げ、必要に応じて内部のムラにまで立ち入り、農村の構造を農業労働組織・水利組織・林野利用組織・生活組織という四側面から分析し、その上で土地所有構造と商品経済の展開に言及している。こうした視点からの分析を、藩有林・国有林の管理・経営を掌握しつつ、それらの地元農村と地域資源との関係を近世・近代を通じてより厳密に把握することが必要であろう。今後の研究課題の一つである。

また南部農村は有賀喜左衛門が同族団に着目した重要なフィールドとなっている。⁽²⁷⁾こうした村落論についても再検討を迫りたい。

③ 津軽・下北地域の森林史研究

青森県津軽地方・下北地方は国有林の占める割合が全国一高い。その特徴ある管理・経営を近世・近代を通じて解明したい。これも①・②と同様に地域資源の利用を総合的に把握する中で、山林と農村との結合を明らかにするものである。津軽の農村開発と深く結びつく海岸砂防林「屏風山」の造成、山間部農村の救済措置としての「御救山」、漆産業の育成、ヒバの天然林施業の確立、白神山・十和田湖周辺のブナ林の保全など、営林局史料に記された課題は数多い。

以上、従来総合的に捉えられてこなかった北東北の地域資源の管理・利用について分析し、近世・近代を通じた北東北の地域史・農村史を説明していきたい。

(二) 中部山岳地域における地域史・林政史研究

長野営林局に保存されている史料(名古屋営林局旧蔵分を含む)は、長野県・岐阜県・愛知県を中心とした地域における森林と国・県・住民との関係史を考えるうえで、極めて重要なものである。ここでは、長野営林局史料から分析・考察が可能な二点の研究課題について記すことにする。

① 御料林地域の歴史に関する総合的研究

明治三二年(一八八九)に長野県西筑摩郡・諏訪郡・上伊那郡・下伊那郡および岐阜県恵那郡等に設定された皇室御料林の管理・経営の実態については、若干の研究書や年史類⁽²⁸⁾を除いてあまり詳細な分析が見られず、長野営林局史料の活用を通じて、より具体的な内容に関わる分析・考察が可能となるであろう。御料林地域の歴史に関しては、木曾御料林事件などの研究に象徴されるように、従来は国有林解放運動に即した観点から検討される傾向が強かったように思われるが、今後はこうした観点に加え、当時の御料林行政の動態をも加味した総合的な分析検討が期待できる。

また、御料林管理・経営に関する史料には、地域住民の雇用労働や事業請負の具体的なあり方を示すものが多数存在する。例えば、明治四二年(一九〇九)の伊勢神宮式年遷宮に際して行われた神宮御造営材伐木事業に關しては、明治三五―三七年(一九〇二―〇四)の伐木・小谷狩・大川狩等に従事した雇夫の「勤休簿」が二二〇点ほど残されており、事業に従事した雇夫の出身地・氏名・年齢・棒給・勤務様態等を知ることができる。これらを詳細に分析していくことで、「木曾式」と呼ばれた伐木・運材技術

を保持・展開していった人々の具体的なありようを明らかにすることができる。

このほかにも、御料林という枠組みの中でさまざまな編成・制約を受ける一方で、地域住民が森林の管理や維持に関与してきた事実を知り得る史料が多数保存されており、これらの史料を駆使することで、御料林に設定された地域の生活・生産の特質を解明することが可能になると思われる。

② 飛驒地域における林政・林業の総合的研究

長野営林局史料のうち名古屋営林局旧蔵分には、大阪営林局を経て名古屋営林局へと引き継がれた飛驒北部地域の国有林関係史料がある。これらの史料は、岐阜県歴史資料館所蔵の高山陣屋文書などの併用により、江戸時代から明治以降に至る当該地域の林政・林業経営のあり方を知ることができる貴重なものである。

飛驒国は、元禄五年（一六九二）より幕末に至るまで一部の寺社領を除いて幕領に編入され、高山役所の支配を受けてきた。明治維新後は、はじめ飛驒県（のち高山県）に所属したが、明治四年（一八七二）には筑摩県に編入され、官民有区分を経て五四万八二〇〇歩という広大な面積が官林と定められた。飛驒国内の官林は、明治二年（一八七八）に国の直轄となり、同一年（一八八六）には岐阜に大林区署が設置された。以上のような変遷を見ても、飛驒地域は、ときの政権によって直接把握され、林政・林業が展開されてきた典型的な地域といえる。

岐阜県の林政・林業については、すでに『岐阜県林業史』⁽²⁹⁾などの成果が見られるものの、国有林に関する記述は比較的手薄で、いまだ解明の余地は少なくない。長野営林局史料（名古屋分局旧蔵分）は、こうした点を補完

する存在として位置付けられよう。とくに、江戸時代から明治期への林野行政の移行に伴う地域レベルでの林業生産のあり方については、その連続面・不連続面など、多様な観点からの分析が可能である。今後の研究の進展を期すことにしたい。

以上、現在われわれが実施している営林局・営林署所蔵史料調査について紹介し、あわせて営林局・営林署所蔵の史料が、近世から近代へ至る国有林地帯の地域史分析史料として、極めて貴重かつ有効なものである点について述べてきた。

国土の三分の二を占める林野のうちの約三割におよぶ国有林と各地域の生活・生産との関わりの歴史を明らかにすることは、地域資源としての森林資源の将来的な利用のあり方について考えるうえで、多くの示唆を与えてくれるものである。今後も、史料整理・目録作成という地道な活動を通じて、国有林史料の保全と散逸防止、研究基盤の拡大につとめていきたいと考えている。

註

- (1) 茨城県は国有林面積の絶対値では一八位となるため、表には示されない。
- (2) 東京営林局百年史編纂委員会編『東京営林局百年史』（林野弘済会東京支部、一九八八年、五七・五八、一〇六頁）。
- (3) 詳細は加藤衛拓・成田雅美・脇野博「林業史の研究動向」林業経済学会編『林業経済研究成果選集』二〇〇六年（印刷中）の成田雅美叙述の項「林野制度史」を参照。
- (4) 庄司吉之助「国有林野の展開構造とその構造」『東北経済』（一五）、一九五四年、西川善介「林野所有の形成と村の構造」『御茶の水書房、一九五七年、

大崎六郎「御林地籍劃定過程の一検証―上野国(群馬県)利根郡を対象として―」(『林業経済』二一九、一九五八年)など。

(5) 塩谷勉「部分林制度の史的的研究」(林野弘済会、一九五九年)。

(6) 包括的な解説書として林野庁編「徳川時代に於ける林野制度の大要」(林野弘済会、一九五四年)があり、松木侃「津軽のひば松」(『地方史研究協議会編』『日本産業史大系3』東京大学出版会、一九六〇年)、村井英夫・高橋秀夫「秋田の杉」(同前書)、平尾道雄「土佐藩林業経済史」(高知市立市民図書館、一九五六年)、森田誠一「肥後の林業」(『地方史研究協議会編』『日本産業史大系8』東京大学出版会、一九六〇年)など。

(7) 庄司吉之助「福島県山林原野解放運動史」(福島県国有林野解放期成同盟会、一九六六年)、松村安一「水戸藩林政史序説」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和四二年度、一九六八年」、竹内利美「松山の制」(竹内利美編『下北の村落社会』未来社、一九六八年)など。

(8) 平沢清人「伊那の『榎木奉行』」(『榎木山』考二)(徳川林政史研究所研究紀要「昭和四六年度、一九七二年」、高瀬保「加賀藩林制の成立について」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五四年度、一九八〇年」、若林喜三郎「加賀藩の御林山と留山」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五四年度、一九八〇年」、丹羽邦男「飛驒『御林山』の一考察」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五六年度、一九八二年」、山口隆治「加賀藩林制史の研究」(法政大学出版局、一九八七年)、同「加賀藩山廻の研究」(桂書房、一九九八年)、同「加賀藩林野制度の研究」(法政大学出版局、二〇〇三年)など。

(9) 所三男「近世林業史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)。

(10) 峯村秀夫「林目付の記録よりみた諏訪藩の山林政策」(寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究近世編』、吉川弘文館、一九六七年)、浅井潤子「幕府御林山における林業生産」(『史料館研究紀要』三三、一九七〇年)、同「御林山における幕府林業政策」(『日本歴史』第三五一号、一九七七年)、大友一雄「江戸市場における薪炭流通と幕府の炭会所政策―江戸近国御林の役割・機能の一面―」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五八年度、一九八四年」、同「近世後期幕府炭会所の御林山経営と農民闘争」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和

六〇年度、一九八六年)、同「幕末関東筋御林の機能と支配」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和六二年度、一九八八年)など。

(11) 菅野俊作「若手県における林野所有権の形成過程」(『東北大学教養部紀要』二二、一九六五年)、立石友男「庄内地方における地租改正と官林・国有林の形成」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五四年度、一九八〇年」、同「庄内砂丘における官林・国有林の引戻と行政訴訟」(同紀要「昭和五七年度、一九八三年)。

(12) 児玉幸多「木曾山林の地租改正」(『法政史学』二四、一九六一年)、丹羽邦男「真木曾における官林設定過程」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和四五年度、一九七一年」、同「飛驒『御林山』の一考察」(同紀要「昭和五六年度、一九八二年」、同「初期の飛驒国有林下戻運動について」(同紀要「昭和五八年度、一九八四年」、同「飛驒国有林下戻運動の展開」(同紀要「昭和五九年度、一九八五年)、同「飛驒国有林下戻運動の結末」(同紀要「昭和六〇年度、一九八六年)、同「飛驒山林行政訴訟の一例」(同紀要「第二五号、一九九一年」、町田正三「長野県における山林原野地租改正の実施過程」(一)(二)(『信濃』二六一九・一・一二、一九七四年)、同「木曾山林の官民有区分について」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五二年度、一九七八年」、同「木曾御料林事件」(銀河書房、一九八二年)、大島真理夫「長野県木曾地方における明治前期の官林境界調査について」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五一年度、一九七七年」、大島真理夫「木曾地方における官林境界紛争」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五三年度、一九七九年」、同「木曾山林官民有区分をめぐる諸対立」(同紀要「昭和五五年度、一九八一年」、北條浩「明治地方体制の展開と土地変革」(御茶の水書房、一九八〇年)、同「明治国家の林野所有と村落構造」(御茶の水書房、一九八三年)など。

(13) 地租改正資料刊行会編「明治初年地租改正基礎資料」(全三巻・補一卷、有斐閣、一九五三年)。

(14) 林業発達史調査会編「日本林業発達史 上巻」(林野庁、一九六〇年)。

(15) 大日本山林会「日本林業発達史」編纂委員会編「日本林業発達史」(大日本山林会、一九八三年)。

- (16) 萩野敏雄『日本近代林政の基礎構造—明治構築期の実証的研究—』(日本林業調査会、一九八四年)、同『日本近代林政の発達過程—その実証的研究—』(同会、一九九〇年)、同『日本現代林政の激動過程—恐慌・十五年戦争期の実証—』(同会、一九九三年)、同『日本現代林政の戦後過程—その五十年の実証—』(同会、一九九六年)。
- (17) 秋山智英『国有林経営史論—日本林業調査会、一九六〇年。』
- (18) 日本林業技術協会編『林業技術史 第2巻—日本林業技術協会、一九七六年、魚住信司「国有林の森林施業法の研究—山崎・鳥取両事業区の施業—」(谷口伸一教授退官記念会編『林業の経営と森林施業』北海道大学図書刊行会、一九八〇年)、和孝雄「下北地方国有林(ヒバ林)における択伐作業の展開」、魚住信司「関西地方における国有林施業の展開—兵庫県山崎事業区の分析—」、茅根悟「戦前期における皆伐作業の展開構造—秋田能代地方国有林田仁鮎事業区の分析—」(大金永治編著『森林施業・技術研究—理論と実証—』日本林業調査会、一九九一年)、比屋根哲「国有林経営の展開—環境問題と森林施業—」(船越昭治編著『転換期の東北林業・山村』農林統計協会、一九九三年)。
- (19) 青森営林局編『六十五年の歩み—(青森営林局林友会、一九五二年)、80年史編集委員会編『青森営林局八十年史—(青森営林局、一九六六年)、『樹齢百年』編集委員会編『樹齢百年—青森営林局の一世紀—』(林野弘済会青森支部、一九八六年)、秋田営林局広報室編『秋田営林局百年のあゆみ—(林野弘済会秋田支部、一九八六年)、秋田営林局編『八十年の回顧—秋田営林局史—』(林曹会、一九六四年)、東京営林局百年史編纂委員会編『東京営林局百年史—(林野弘済会東京支部、一九八八年)、名古屋営林局編『国有林経営二十年の歩み—(名古屋営林局、一九六八年)、大阪営林局編『国有林森林施業小史—大阪営林局創立100周年記念—』(大阪営林局、一九八六年)、高知営林局編『高知営林局史—(高知営林局、一九七二年)、熊本営林局監修『九州の国有林百年—(林野弘済会熊本支部、一九七一年)など。』
- (20) 農林省編『日本林制史資料—(朝陽会、一九三〇—三四年)。
- (21) 徳川林政史研究所編『日本林制史調査資料—(マイクロフィルムリール)(雄松堂書店、一九七一年)。
- (22) 秋田県編『秋田県林業史上巻・下巻—(同県、一九七三・一九七五年)、能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史—(能代木材産業連合会、一九七九年)など。』
- (23) 小葉田淳『日本鉱山史の研究—(岩波書店、一九六八年)、山口啓二『幕藩制成立史の研究—(歴史科学叢書、校倉書房、一九七四年)、秋田県地下資源開発促進協議会・秋田県鉱山会館編『秋田県鉱山誌—(秋田県鉱山会館、二〇〇五年)など。』
- (24) 福武直・塚本哲人『日本農民の社会的性格—(有斐閣、一九五四年)など。』
- (25) 岩手県編『岩手県農業史—(同県、一九七九年)、島山剛『岩手木炭—その近代のあゆみ—(日本経済評論社、一九八〇年)など。』
- (26) 中村吉治編著『村落構造の史的分析—岩手県煙山村—』(日本評論新社、一九五六年)。
- (27) 有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度上・下—(河出書房、一九四三年、『同著作集』I・II、未来社、一九六六年所収)など。』
- (28) 和田国次郎『明治・大正御料事業誌—(大日本山林会、一九三五年)、帝室林野局編『帝室林野局五十年史—(帝室林野局、一九三九年)など。』
- (29) 岐阜県編『岐阜県林業史—全三巻—(岐阜県山林協会、一九八四〜八七年)。
- 〔付記〕
本稿に記した調査のうち、史料所在調査の一部ならびに青森・秋田の各営林局史料調査については、二〇〇二—二〇〇五年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))「東北中山間地域の歴史的展開に関する基礎的研究—森林管理局・森林管理署所蔵史料の把握を中心として—」課題番号一四三九〇〇〇(研究代表者・加藤衛)を利用した。また、所在調査の一部と長野・名古屋・熊本の各営林局史料調査に関しては、二〇〇二—二〇〇五年度科学研究費補助金(特定奨励費)「江戸幕府林野行政の総合的研究に関する事業—(徳川林政史研究所)を活用した。最後に、調査にご協力いただいた各森林管理局の方々に、深く感謝申し上げます。